

支援策の紹介

国は無期転換に関する情報提供や助成など、様々な支援を行っています。あなたの会社で円滑に制度導入を進める上で、ぜひ積極的にご活用ください。

助成金

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。次の8コースがあります。

①正社員化コース

有期契約労働者等の正規雇用労働者等への転換等をした場合に助成

②人材育成コース

有期契約労働者等に対する職業訓練をした場合に助成

③賃金規定等改定コース

すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合に助成

④健康診断制度コース

有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上に実施した場合に助成

⑤賃金規定等共通化コース

有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに規定・適用した場合に助成

⑥諸手当制度共通化コース

有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合に助成

⑦選択的適用拡大導入時処遇改善コース

500人以下の企業で労使合意に基づく短時間労働者の社会保険の適用拡大を導入する際に、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成

⑧短時間労働者労働時間延長コース

短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成

「正社員化コース」の助成額の例

○有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合、たとえば次の額が支給されます。

() 内は大企業の額 < > は生産性要件を満たす場合の助成額

①有期→正規：1人当たり57万円〈72万円〉(42.75万円〈54万円〉)

②有期→無期：1人当たり28.5万円〈36万円〉(21.375万円〈27万円〉)

③無期→正規：1人当たり28.5万円〈36万円〉(21.375万円〈27万円〉)

※有期契約労働者を無期契約労働者に転換する場合は、平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が4年未満である必要があります。また、転換前の基本給より5%以上昇給させる必要があります。

※上記金額のほか、別の要件を満たせば加算される場合があります。

詳しくは最寄りの都道府県労働局又はハローワークへお問い合わせください。

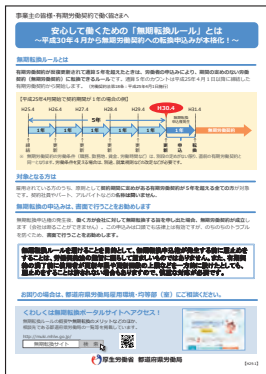
パンフレット・リーフレット

パンフレット

- ・「労働契約法のあらまし」
- ・「有期契約労働者の円滑な無期転換のために」
- ・「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」



リーフレット



- ・「安心して働くための「無期転換ルール」とは」
- ・「労働契約法改正のポイント」
- ・「大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例について」

次のURLのサイトからダウンロードできます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/

セミナー開催

労働契約等解説セミナー



雇用する側（使用者）と雇用される側（労働者）をつなぐルールである“労働契約”について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーを全国で開催しています。

詳細や申し込みは次のURLから

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/201704.html>

コラム 再雇用の高齢者はどうなる？

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、①適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、②定年に達した後、引き続いて雇用される有期契約労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

